


つくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6年 4月 /日

つくばみらい市長 

つくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

つくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年つくばみらい市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

- 第14条の2 条例第16条の2第1項において準用する給与条例第32条第1項の規則で定める日は、前条第1項の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。
- 2 前項に定めるもののほか、条例第16条の2第1項において準用する給与条例第32条に規定する勤勉手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

第18条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

- 第18条の2 条例第25条の2第1項において準用する給与条例第32条第1項の規則で定める日は、前条第1項の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。
- 2 前項に定めるもののほか、条例第25条の2第1項において準用する給与条例第32条に規定する勤勉手当を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

別表中

「

母子・父子自立支援員		1	50	1	73
学校教育指導員		1	50	1	73

「

母子・父子自立支援員	1	50	1	73
ヤングケアラーコーディネーター	1	50	1	73
女性相談支援員	1	50	1	73
学校教育指導員	1	50	1	73

」に

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

27	1	50	1	73
27	1	50	1	73